

新 旧 対 照 表

新	旧	備考
新潟市建設工事総合評価方式実施要領に定める委託実施要領 （目的） 第1条 この要領は、新潟市建設工事総合評価方式実施要領（以下「実施要領」という。）第7条第4項に規定する事務の委託を適正かつ効率的に執行するため、必要な事項を定める。 （委託の内容） 第2条 委託する業務の内容は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）とする。 （1）入札参加者が提出した技術資料の運搬（関係各課との受け渡し） （2）入札参加者が提出した技術資料の整理（電子データの印刷を含む） （3）入札参加者の総合評価点（新潟市建設工事総合評価方式実施要領第5条第1項で規定する総合評価点）の算定 （4）技術評価委員会に関する事務 （5）アドバイザー会議に関する事務 （6）総合評価の統計資料の作成 （7）総合評価方式実施記録簿の作成 （8）その他総合評価方式入札に関する補助事務 第3条 （省略） 第4条 （省略） 第5条 （省略） （委託業務の実施） 第6条 技術管理課長は、第2条第1号から第3号に規定する委託業務を指示するときは、委託業務指示書（別記様式第1号）により事務主任担当者に指示する。 2 委託事務を受託した者は、第2条第3号に規定する総合評価点を算定するときは、新潟市建設工事総合評価方式実施要領第5条第2項で規定する運用基準に基づき実施する。 第7条 （省略）	新潟市建設工事総合評価方式試行要領に定める委託実施要領 （目的） 第1条 この要領は、新潟市建設工事総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）第7条第4項に規定する事務の委託を適正かつ効率的に執行するため、必要な事項を定める。 （委託の内容） 第2条 委託する業務の内容は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）とする。 （1）入札参加者が提出した技術資料の運搬（関係各課との受け渡し） （2）入札参加者が提出した技術資料の整理（電子データの印刷を含む） （3）入札参加者の総合評価点（新潟市建設工事総合評価方式試行要領第5条第1項で規定する総合評価点）の算定 （4）技術評価委員会に関する事務 （5）アドバイザー会議に関する事務 （6）総合評価の統計資料の作成 （7）総合評価方式実施記録簿の作成 （8）その他総合評価方式入札に関する補助事務 第3条 （省略） 第4条 （省略） 第5条 （省略） （委託業務の実施） 第6条 技術管理課長は、第2条第1号から第3号に規定する委託業務を指示するときは、委託業務指示書（別記様式第1号）により事務主任担当者に指示する。 2 委託事務を受託した者は、第2条第3号に規定する総合評価点を算定するときは、新潟市建設工事総合評価方式試行要領第5条第2項で規定する運用基準に基づき実施する。 第7条 （省略）	新潟市建設工事総合評価方式試行要領を実施要領とする令和7年4月1日付改正に伴い、関連する条文の改正を行う。

第8条 （省略）

第9条 （省略）

附 則

1 この要領は、平成21年4月14日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 7年4月1日から施行する。

第8条 （省略）

第9条 （省略）

附 則

1 この要領は、平成21年4月14日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。